

(論点整理メモ)

2008年11月21日

(大成建設株式会社 パブリックリレーション部)

専門委員 土屋 雅裕

美原専門委員提出意見「選定事業者による初期資本支出に関する
対価変更に関して」に対する反論

1. 議論を簡略にするための前提

- (1) 施設整備に係わる物価スライドに限定
- (2) VFMをコスト縮減効果に限定 (VFMのもう一方の側面である「同じ価格でより良いサービスを提供する」という議論は捨象)
- (3) 急激で著しく、かつ予測不能な物価上昇への対応に限定 (公共工事標準請負契約約款第25条の「請負代金額が不相当となったと認めるとき」(第1項)「価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」(第5項)および「予期することの出来ない特別の事情により・・・急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」の記述はこのことを意味するものと解釈、したがって、経済成長、通貨供給拡大等に伴う物価上昇は通常物価上昇として検討対象外)

2. VFMの源泉について

施設整備におけるVFMの源泉は民間の知恵(創意工夫)と考えます。具体的には要求水準書に基づく性能発注を原則とした民間の設計・施工のパッケージ提案により、次の諸点でのVFM寄与を期待しています：

- ・効率設計
- ・設計に即した最適工法の選択(または、施工性に配慮した最適設計)
- ・最新・最適な原材料、機器、システム、工法等の採用
- ・広汎な調達網を活用した低廉な同等品の採用
- ・設計施工作业のオーバーラップによる全体工期短縮に伴う経費縮減

3. リスク分担のあり方について

(1) 「リスクを適切に管理できるものが当該リスクを負う」ことが原則と考えます。当該リスクを管理できるものが管理して初めてVFMの最適化が図られるからであり、民

間へのリスク移転の最大化を図るより、官と民の適切な役割分担が重要であり、このことによりVFMの最適化、最大化が実現するものと思います。

(2) 異常な物価上昇リスクは、官民双方にとり管理不能であり、この場合には、発注にかかわる制度設計の問題に回帰すると考えます。したがって、制度設計上、最適な(最も合理的で経済的な)リスク分担は何かという議論になると思われませんが、以下の観点から、原則として官がリスクを負担することが妥当と考えます(この点では欧米先進事例はどうなっているのでしょうか):

- ・民間へリスクを移転した場合、リスク負担に見合う費用(予備費、保険料等)を増やすことになり、それが価格に上乗せされ、最終的に官の負担となるとともに、VFMの低下につながる。

- ・民間へリスクを移転した場合、リスク費用をどう見るかという価格競争となる恐れが生じ、リスクを軽視する事業者が当選することに繋がる。このような競争は官から見ても望ましい競争とは言えず、また事業破綻リスクを増大させかねない。

(3) 以上のことから、PFI事業においては、異常な物価上昇リスクは原則官負担とすることが妥当と考えます。この点は公共工事においても差異がなく、公共工事標準請負契約約款第25条はPFI事業においても適用があつてしかるべきであり、以下の諸点からは、より柔軟に適用、運用されることを期待します:

- ・設計・施工の性質上、価格提示から施設完成までの期間が長期にわたる
- ・近年、大型工事が増えており、物価上昇インパクトが甚大

(4) なお、物価スライド条項は、これまで公共工事においても発動された事例は極めて少なく、今後の具体的な適用、算定等の手続きについてのルール作りが不可欠となります。

4. 物価上昇算定の起算点について

応札時か契約時かの違いがありますが、この期間の物価上昇リスクは、契約以降の物価上昇リスクと比較すれば軽微と考えられ、また、民間事業者には契約しないという選択肢も想定されることから、契約時を原則とすることで問題はないと考えます。

以上